



| | |
|--------------|---|
| Title | 「産むこと」と「育てること」の一体性への再考： 「緊急下の女性」と「赤ちゃんポスト」をめぐる言説 に着目して |
| Author(s) | 田中, 操 |
| Citation | 臨床哲学ニュースレター. 2025, 7, p. 283-298 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/100179 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【臨床哲学のかきもの】

「産むこと」と「育てるここと」の一体性への再考 —「緊急下の女性」と「赤ちゃんポスト」をめぐる言説に着目して—

田中 操

はじめに

本研究は、「緊急下の女性」と、彼女たちが取り得る選択肢のひとつとしての「赤ちゃんポスト」をめぐる言説に着目することでこそ可能となる、「産むこと」と「育てるここと」の一体性への再考を目的とする。

「緊急下の女性」とは、柏木（2013）が提唱した概念で、望まない妊娠によって追い詰められている人々を指す。彼女たちは母子手帳を持たず、妊婦健診も受けていない。誰にも相談しないまま陣痛を迎える、自室やトイレなどで死産（孤立出産）し遺体を遺棄したり、新生児を殺害したりする可能性を持つとされる（柏木 2013: p.19）。

本研究の中では、「緊急下の女性」を、①既に出産を終えた人、②人工妊娠中絶が可能な期間（日本の「母体保護法」では妊娠 21 週と 6 日目まで）を既に経過した妊婦、③法的には可能であるものの何らかの理由により人工妊娠中絶を選択しない/できない妊婦に限定する。その際、人工妊娠中絶を選択しない/できない個々の理由を明らかにすることは目指さない。

現在の日本社会において、子どもは「産み育てる」ものであり、子どもの養育に関するあらゆるイデオロギー的および経済的な義務や責任は、全てその子どもを産んだ女性に帰せられる圧倒的な傾向がある（貞岡 2022: pp.91-95）。つまり、妊娠が発覚した女性の前にあらわれる選択肢は「産む/産まない」ではなく、「産み育てる/産まない」である。この「産むこと」と「育てるここと」の一体性が、妊娠したものとの「産み育てる」ことが不可能で、かつ人工妊娠中絶によって「産まない」ことも選択しない/できない状況にある女性たちを追い詰める。

現在、彼女たちが法に触れることなく、育てる責任を放棄する手段として、特別養子縁組や赤ちゃんポストが存在する。しかし、これらはあくまでも（女性への配慮が語られる場合においても）子どもの命を救うプロライフ的な立場が主眼として論じられてきた。特別養子縁組は、望まない妊娠の結果として産まれてくる新生児の命を保障するべく制度化されたものである（柏木 2013: p.30）、赤ちゃんポストは「嬰児殺を防止する最後の安全網」（吉田 2009: p.34）として語られてきた。つまり、「産むこと」と「育てるここと」を分離させるような制度やその必要性の訴えは、「緊急下の女性」ではなく、子どもを救うことを第一の目的として展開してきたということである。

もちろん、ここで検討してきたような制度や支援のあり方こそを切望する女性たちが存在することは確かであり、子どものための支援が女性のための支援と地続きになる場合もある。しかし、上記のような視点が内在されているがゆえに、特別養子縁

組や赤ちゃんポストに関する先行論の中で拾われる声は、子どもの命を救うために行動する「母性」があり、なおかつ、合法の母子支援に辿り着くことができた女性たちのものであった。

竹内ら（2010）は、「産んでも育てなくてもよい」（竹内・樂木・杉万 2010 : p.62）という規範の可能性を、NPO法人「環の会」の現場研究を基に検討した。「環の会」は、望まない妊娠に関する相談を受けたり、特別養子縁組の援助を行ったりする団体で、子どもの命を最優先に考える一般的な養子斡旋団体とは異なり、妊娠に悩む女性たちのサポートを活動の中核に据えている（同前: p.65）。しかし、この研究の中で取り上げられるのは、養子に出す前に子どもに一目会わせてほしいと頼みにきたり、特別養子縁組をした実子にプレゼントを贈ったりする利用者たちであり、「環の会」の援助を受けた産みの親は、「子の幸福を願って手放すという苦渋の決断をなした存在」（同前: p.70）として意味づけられている。「環の会」代表者は、「やっぱり産みのお母さんっていつになっても忘れないんだって。子どもを大切にしたいって気持ちはずっと続いているんだって [...] 産みのお母さんってそういう人なんだね」（同前: pp.70-71）と語る。

このように、合法の母子支援を利用して育てる責任を放棄する選択に対して、「母性」に逆らってやむを得ず行ったというストーリーを重視する傾向は強い。例えば、望まない妊娠に苦しんだ末に内密出産を行った、つまり孤立出産を免れた女性への取材記事では、「『子と一緒に死んでいたかも』出産女性 親から暴力 相談できず」という同情や共感を誘う見出しの下、女性が内密出産を選んだ経緯や、新生児への愛情が詳説される（読売新聞2023b）。

しかし、このような母子支援を受けることができる女性は限られた女性である。自分の妊娠に気付き、何らかの行動を起こそうとすること、支援に関する情報にアクセスし、電話やメールを使って支援者に接触すること、支援を受けられる現場までの交通手段・交通費を確保すること、支援者に自身の個人情報を開示することなど、数多のハードルを越えなくてはならない。

「母性」の有無に関わらず、それらのハードルを越えられなかった末に新生児遺棄・殺害を行った女性たちは「逸脱者」として逮捕され、その声が拾われることはない。2023年3月、19歳女性が自宅で出産した新生児を殺害した事件には、「新生児殺害事件 女を少年院送致」という見出しが付けられ、彼女の背景に関する言及は一切なく、「動機は身勝手」「命の尊さや重みを十分理解できていない」という裁判官の言葉のみが掲載された（読売新聞2023a）。

つまり、「産むこと」と「育てる」との分離が、常にプロライフ的な観点から語られてきたことによって、母子支援に辿り着いた子どもの命を救うことが既にできた女性たちの声は拾われても、産まれてきた新生児を「捨てるか殺すかしかない」まさにその現場にいる／いた女性に目が向けられ、（男性の不在に異議申し立てがされることはあっても）彼女たちが求めるものについて十分に検討されることはなかった。

本研究では、そのような窮地に在る女性たちに焦点を当てる。これまで子どもの命を救うものとして捉えられてきた、だからこそ、「母性」のある女性たちに焦点を当

てざるを得ない形で語られてきた「産むこと」と「育てるここと」の分離を、「緊急下の女性」そのものを救うものとして捉え直すことでこそ見えてくることについて示したい。

第1章「産むこと」と「育てるここと」の一体性

本章では、「産むこと」と「育てるここと」が一体のものとして捉えられている現状について確認する。

親子の血縁関係を前提とする家族観が普遍的なものではないことに関しては、民俗学や文化人類学の研究によって多くの事例が提供されてきた。特に日本では、落合(2019)が近代家族の特徴のひとつとして発見した非親族の排除によって、人々が「産みの親」と「育ての親」の一致を指向するようになったことが指摘されている(松木2016: pp.16-20)。このような近代家族をモデルとする家族政策は、1990年代からの雇用劣化を背景に機能しなくなり現代では限界を迎えており、その過程で、新たな家族のかたちがポジティブに捉えられるようになった(野辺2021: p.88)。ステップファミリーや、養子や里子を育てる人々の存在が可視化され、家族のあり方が多様化している現代では、一見血縁は重要視されなくなっているように見える。

しかし、岩本(2021)によると、家族のあり方が多様化するに従って、例えば養子や人工授精児が自らのルーツやアイデンティティを知ろうとすること、すなわち、出自を知る権利が当然視され、「子どものために」と称して、かえって血縁を重んじる傾向が強まっているという。血のつながりは、現代の日本社会において、ある意味で絶対的なものとして屹立しているかのようにも見える(岩本2021: pp.250-251)。それは、近年の不妊治療や生殖補助医療の急速な発展によって、明らかなものとなったものである。浅井(1998)は、自分の遺伝子を持った子どもをつくることへの強いこだわりが生まれるのは、血縁のある子どもが夫婦の性愛の証になっているからだと考察し、そこに現代にも残る近代家族の排他性を見出した(浅井1998: pp.278-280)。現代においても、親子の血のつながりを重視する血縁主義は根強く残っているのだ。

そしてこの血縁主義は、「産む性」としての女性の前に「産んだら育てる責任がある」という規範としてあらわれる。貞岡(2023)が指摘するように、現代の日本社会において、子どもの養育に関する義務や責任は全てその子どもを産んだ女性に帰せられる(貞岡2022: pp.91-95)。このような社会において、妊娠が発覚した女性の前にあらわれる選択肢は、「産む/産まない」ではなく、「産み育てる/産まない」の2択である。

この「産むこと」と「育てるここと」の一体性が、望まない妊娠をし、「産み育てる/産まない」のどちらを選択することもできない/できなかった女性を「緊急下」に追い詰める。次章からは、これら的一体性による弊害を、最も深刻な形で受け取ることになる女性たちに着目する。

第2章「緊急下の女性」

本章では、女性を「緊急下」に追い詰める原因や、「捨てるか殺すか」の窮地に立たせるものを、彼女たちが受けてきた性教育や、彼女たちを取り巻く言説の中に見る。

2-1 女性を「緊急下」に追い詰める教育

2-1-1 無性化される子ども

中世社会では大人と一緒に働いていた「小さな大人」が学校に通うようになると、仕事に就くまでの準備期間が生まれ、大人と区別される「子ども」概念が誕生した。無垢で汚れない「子ども」という存在に対して、「可愛がること」と「教育すること」の2つの態度が大人に要求されることになった（落合 2019: pp.60-61）。

社会的労働から解放された子どもたちは、「可愛がる」家庭と「教育する」学校へ囲い込まれ、子どもらしい存在としてあるべく保護・監督されることになったが、それは同時に、子どもたちを大人が求める子どもらしさへと拘束することに繋がった（池谷 2006: p.119）。池谷（2006）によると、その過程で、子どもにふさわしくないものとして子ども自身のセクシュアリティが奪われていく。このような傾向が如実に表れているのが、主に日本の普通学校で行われている性教育である。子どもたちの身体を一方的に管理し、そのセクシュアリティを排除し、将来的に女性を「緊急下」に追いかむ原因となる可能性を持つ、性教育の問題点を以下に挙げる。

2-1-2 性教育の問題点

第一に、日本の性教育において、子どもの性や身体を規定する主体は、子ども自身ではなく大人であるということである。

そもそも日本の普通学校で性教育が始まるのは小学校第4学年からであるが、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において作成された「生命の安全教育教材」には、幼児期を対象とするものも存在する。そこで、日本で行われる可能性のある性教育の中で、最年少の子どもを対象としたものとして「生命の安全教育教材（幼児期）」の内容を確認したい。

内容としては、「じぶんのからだ」「じぶんだけのたいせつなところ」といったテーマが扱われている。「じぶんだけのだいじなところをさわられていやなきもちになったら、『いやだ！』といおう」という文言もあり、性被害の未然防止、早期発見・早期対応を目的化していることが分かるが、そのことが転じて、子どもたちは「じぶんだけのだいじなところ」を大人によって規定されてしまう。資料の中で、「じぶんだけのだいじなところ」は男女差を伴いながらイラストによって指定されている（文部科学省 2020）。子どもたちは「じぶんだけのだいじなところ」を自らの意思で決めるとはできない。

このような外部からの一方的な規定は、義務教育段階で行われる性教育の中にも見て取れる。

2005年7月、安倍晋三官房長官代理（当時）が代表を務める「自民党過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査PT」が、第二次男女共同参画基本計画専門調査会に対して、「性と生殖」に関しては、「少子化の視点が必要」「家族の重要性」「「貞操教育」の観点も必要」「行き過ぎた性教育が行われていないか検証を行う」などを提案した。同年文科省は、中央教育審議会において、性に関する学習について

は、「安易に具体的な避妊方法の指導等に走るべきではない」「小学校低学年では、ペニス・ワギナは理解できないから教えない」「二次性徴は小学四年生で教える」という後退した指針を出すに至った（斎藤 2021: p.209）。

自分だけのものであるはずの「性と生殖」に、「少子化」「家族」といった政策のための概念が絡められており、やはり子どもたち自身の性や身体のための教育という視点が欠けている。特に、特定の身体部位に関して、「理解できない」「教えない」という方針が許されるのは、子どもたちの身体が、外部からコントロールできるものとして扱われているからである。

このような、子どもたちの性や身体を一方的に管理する教育は、彼女たちが自分の身体を自分で扱わない/扱うことができない状況を作り出す危険性がある。

2023年8月、勤務先のトイレで出産した新生児を殺害した罪で逮捕された女性は、緊急搬送時に「体から何かが出た」と語っており、その瞬間まで自分の妊娠を認識していなかったと見られる（読売新聞 2023c）。また、「緊急下」の一歩手前にいる妊婦健診未受診者の声の中には、「仕事が忙しくて、それどころじゃなかった」「望まない妊娠だったので、どうでもよいと思った」というものが存在する（米山 2010: p.400）。自分の身体に何が起こっているのかを考える、自分に妊娠の可能性がある/ないことを判断する、徐々に大きくなっていくおなかを見て何らかの行動を起こそうとする—彼女たちにこのような姿勢が見られないのは、性や身体を一方的に管理され、自分で自分を見たり触ったり慈しんだりすることから遠ざけられてきたからではないだろうか。

第二に、日本の性教育は避妊が必要なセックスを含む性的行為をタブー化し、「快楽の性」を不問にしているという問題点がある。

昭和末期、中学校・高等学校の教諭を務めた山本（1989）は、学校で行う性教育の中でも、扱いやすいのは「生殖の性」（「男の子女の子」「月経」「妊娠・出産」など）で、それに対して扱いにくいのは「快楽の性」（「自慰」「避妊」「クリトリス」など）であり、後者は性教育の場から遠ざけられてきたと主張した（山本 1989: p.275）。

この〔=人間の性を「生殖」だけに結びつける〕セックス観は、戦前・戦中と国家が国民の生殖を統制管理したことと思えば、生殖を通して性を管理する側にはとても都合のよいセックス観だということにも気をつけたいものです（同前）。

山本が教諭を務めたのは昭和末期であるものの、現行の普通学校教育においても状況はほとんど変わっていないと見える。『中学校・高等学校学習指導要領』の中には、性衝動や性的関心に関する言及はあるものの、自慰という概念は登場しない。教科書の中でも、避妊具（主に男性用コンドーム）は、避妊ではなく、エイズ及び性感染症の予防のためのものとして取り上げられることが多いし、卵巣や子宮といった生殖に関わる器官は扱われても、クリトリスは扱われない。「快楽の性」は、現在も性教育の場から排除され続けているのだ。子どもの性は、国家の管理対象である「生殖の性」のみに回収され、子どもたちが自慰や避妊が必要なセックスを含む「快楽の性」的行

為の主体となることは想定されていない。

このように、「少子化」や「家族」に関わる、生殖を目的とするセックスしか想定されていないからこそ、文部科学省の「安易に具体的な避妊方法の指導等に走るべきではない」といった指針が成立しているとも言える（文部科学省 2017, 2018）。しかし、この指針は、「産む・産まないは女が決める」というリプロダクティブ・ライツの確立と逆方向に進むものである。もちろん、避妊に関する知識不足は望まない妊娠の可能性を高め、女性を「緊急下」に追い込む直接的な原因になるという点でも、深刻な問題である。

2-2 「緊急下の女性」を追い詰める言説

ここからは、「緊急下」に追い込まれた女性たちを取り巻く言説について確認する。

2-2-1 「緊急下の女性」と「母性」

新生児遺棄や新生児殺害を行う可能性がある「緊急下の女性」には、女性なら本来持ち合わせているはずの「母性」を持っていない本能の欠如という罪が背負わされる。田間（2001）は、制度としての「母性」について次のように述べている。

母性が制度として完成するには、3つのステップが自明視され、そこからの逸脱が統制されることが必要である。（a）女性は皆、母親になるものだ、（b）母親は皆、わが子を愛するものだ、（c）子どもは皆、実母の愛を必要とするものだ、という3つである。〔…〕（b）の統制機関の不在を埋めるべく、戦後50年にわたって主張され続けたのが（c）である。日本において、特に戦後に急速に広まったこの主張は、母性にとって大変重要な意味を有している。（c）は、（a）や（b）と異なり、「子ども」の立場から女性たちに母性を要求するものである（田間 2001: pp.12-15）。

「緊急下の女性」は、（a）の「母親になる」ステップを踏んでいるにも関わらず（b）から逸脱した者として批判の対象になる。また、赤ちゃんポストに寄せられる「産めば誰かが育てくれるという安易な考えでは、せっかく命を手にいれた赤ちゃんたちが、可哀想すぎます」（柏木 2013: p.158）といった意見が、利用者への非難として機能するのは、明らかに（c）の神話が共有されているためである。

しかし、「母性」とは社会的・歴史的に作られてきたジェンダーに他ならず、多様で可変的なものである。それぞれの社会で成立した制度が、女性たちを望ましい「母性」の実現に自ら進んで向かうように、また「母性」から逸脱してしまわないように統制している（田間 2001:p.ii）。ここからは、日本社会における「母性」概念の変遷を辿る。日本に「母性」という言葉が導入されたのは、大正中期のことである。近代的国民を養成するための家庭教育への社会的関心が強まり、母親役割がより一段と強化されていくのに従って、女性が生得的に持っているとされる「母性愛」や、母子一体関係が強調されるようになった。家庭教育の担い手としての父親の姿は希薄化し、母親単独での子育てが重視され始める。そして、第一次世界大戦前後における新中間層の増加、

それに伴う核家族化、専業主婦の大量発現は、このような家庭教育論を現実のものにすることができる階層を大量に生み出していった（沢山 2009: pp.274-275）。第二次世界大戦後の高度経済成長期には、経済成長を最大の目的とする政策の下で、女性には夫の労働力を再生産するための家庭管理の役割および未来の労働力としての子どもを産み育てる役割が課せられた（大日向 2009: pp.47-49）。

戦争孤児の数が徐々に減少してきた1970年代、コインロッカーから新生児やその死体が発見される事件が相次いだ。それまで確固として築かれていた「母性」の存在に衝撃を与えた一連の事件は「コインロッカー・ベイビー事件」と総称され、報道には「母性喪失」「母親失格」「この母は鬼か人か」といった類の見出しがつけられた（大日向 2000: p.12）。子捨て行為が「母性」ゆえのものであると考えられる場合、もしくは戦乱や極度の貧困など、抜き差しならぬ状況に追い込まれたことにより、「母性」に逆らってやむを得ず行ったのだろうと外部から想像する余地がある場合とは違い、高度経済成長を成し遂げて「豊か」になった日本社会で行われる子捨ては、もはや「生活困窮」という理由で説明することを許されず、それらは女性たちが身勝手になって「母性」を喪失したからだとされた（田間 2001: p.149）。

上記の新生児遺棄事件や、実母による児童虐待が社会問題化した1980年代から1990年代にかけて、女性学の分野で「母性愛神話」「三歳児神話」の分析が始まり、女性を母親役割に閉じ込めて自己犠牲や奉仕を強いてきた抑圧への抵抗が試みられるようになった（元橋 2021: p.5）。また、「母性愛神話」を相対化する試みのひとつとして「育児不安」が概念化され、女性が子育てにあたって抱える苦悩や不安に関する研究が進み始める。「母性」は普遍的な本能ではなく、歴史的に構成された近代の産物であることが強く指摘された（木村 2013: pp.218-219）。

しかし、現在の日本社会においても、女性たちは「母性」による抑圧から解放されたわけではない。1990年代から推進されてきた新自由主義は、2000年代に人々の意識や行動にも根付いてゆき、家庭内での自助、個人の自立、自己責任が強調され始めた。女性差別が解消されないまま、女性は経済的「活躍」の主体と見なされ、①労働、②家庭での家事・ケアというダブルワークを課されることになったが、その両者が彼女たちの「選択の自由」によって選ばれたものであると捉えられた。②に属する、「産み育てる」という「母性」に関わる営みに伴う苦悩や負担、リスクが明らかになりながらも、それは女性が自ら「選択」したことなので、文句を言うべきではない、他人や社会に迷惑をかけてはいけないという論調が見られるようになる（元橋 2021: pp.2-5）。元橋（2021）は、このような新自由主義の潮流の中に見られる、現代の女性たちへの新たな抑圧を「自己責任化した母性」（同前: p.5）として対象化した。

この「自己責任化した母性」は、「緊急下の女性」の前で、更に強い抑圧として現れる。彼女たちが望まない妊娠・出産をしたことによって、どんなに著しい困難を被るうとも、当人の「選択」の結果として切り捨てられてしまうからである。他人や社会に迷惑をかけてはいけないという規範が、彼女たちを新生児遺棄、殺害によって「責任」を放棄するという「選択」に向かわせるのだ。

2-2-2 「緊急下の女性」とリプロダクティブ・ライツ

1994年に開催された国際人口・開発会議において、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念が、国際的に承認されることになった。この行動計画に署名した日本は、女性たちが安全・安価で簡単な避妊手段や、適切な情報にアクセスできるように制度を整える義務を負っている（田間 2013: p.199）。実際、戦後日本の女性たちは、（国家による人口増加抑制のための「優生保護法」という形ではあるが）世界に先駆けて人工妊娠中絶を選択する自由を手に入れているし¹、現在はIUDや低用量ピルをはじめとして、様々な避妊法にアクセスすることができる。その上、核家族化が進み「家」の継承のために子どもを産まなくてはならないという規範も希薄になった現代は、女性が「産む/産まない」を自分で選択できる時代であるように見える。このような時代における、女性と出産への言説として、荻野（2002）は次のように述べている。

現代では産むにしても、それは女たちが好きこのんで、選択のうえで産んでいるのではないか、という苛立ちがある。〔…〕現代の日本のように、さまざまな避妊法が手に入り、安全かつ簡単に人工妊娠中絶を受けることもでき、出産の少数精銳主義が社会的に認められている国に生きる女たちにとっては、もう性差としての妊娠・出産は以前のような不可避な運命、一方的に加えられる理不尽な重圧ではないよう見える。いまでは子供は慎重に計画して「つくる」もので、それもできずにポロポロ子供を産むなんて、無責任、怠慢、社会の迷惑だと非難されかねない（荻野 2002: pp.71-74）。

つまり、現代の「緊急下の女性」には、本来備わっているはずの「母性」を持ち合わせていないという本能の欠陥に加えて、「産まない権利」を持ち、人工妊娠中絶や避妊などの様々な選択が可能になった社会において、それでもそれらを行使しなかった怠慢という罪が追加される。社会の中で女性たちが権利を獲得し、「緊急下」に陥る前に取ることができるだろうと外部から想定される選択肢が増えれば増えるほど、「緊急下の女性」に向けられる視線は冷たくなる。

以上、第2章では、女性を「緊急下」に追い詰めるもの、そして「緊急下」に陥った女性を取り巻く言説について確認した。次章では、彼女たちに残された最後の選択肢とも言える赤ちゃんポストについて考える。

第3章 「緊急下の女性」の子どもを救う赤ちゃんポスト

赤ちゃんポストとは、親が何らかの理由で育てられない子どもを預かる、ドイツ発祥の施設である。病院などの外壁に小さな窓口があり、その向こう側にベビーベッドや保育器が設置されている。窓口には利用者に向けた（日本では「お母さんへ」と題された）手紙が置かれており、その中には利用者への感謝と励ましの言葉、子どもの

1 国家による人口管理政策にかなった場合にのみ人工妊娠中絶を認めるというものであり、欧米において女性の権利として合法化された経緯とは全く異なっていることに注意したい（柘植ほか 1998: p.376）。

氏名や誕生日の情報、「愛情の証」を残してほしいというメッセージ、思い直して子どもを引き取りにくる場合の方法などが書かれている。利用者によって電気制御された扉が開かれると、管理者に通知が送られ、すぐに子どもの安全確認、応急処置が行われる。赤ちゃんポストの大きな特徴のひとつとして、窓口に監視装置がない点が挙げられる。利用者に対して完全な匿名性を保障することが、全ての赤ちゃんポストに共通した運営方針である（阪本 2011: pp.249-250）。

先述の通り、「産むこと」と「育てるここと」の一体性によって、産まれてきた子どもを「捨てるか殺すかしかない」（柏木 2013: p.41）窮地に追い詰められた女性たちが、前者の「捨てる」を選ぶとしたら、赤ちゃんポスト以外にも新生児特別養子縁組という手段がある。しかし、自分の妊娠・出産を「知られたくない」「ばれたくない」「見られたくない」という激しい不安を抱えていることが多い（同前: p.46）「緊急下の女性」にとって、自分の姿を見られず、個人情報の開示を求められることもない赤ちゃんポストは（赤ちゃんポストの存在を知る、交通費を払って現場に向かうなどのハードルは残っているものの）文字通り最後に残された選択肢だと言えるだろう。

しかし、「はじめに」で確認したように、そのような赤ちゃんポストでさえ、設置の目的はあくまでも胎児や新生児の生命保護であるから、想定される利用者は子どもの生命のために行動した「母性」のある女性たちである。

「緊急下の女性」という概念を提唱し、日本において赤ちゃんポストをめぐる議論の基盤を作った柏木（2013）は、「赤ちゃんポストに赤ちゃんを預け入れた母親の心理やその状況を把握する上で、貴重な資料」（同前: p.51）として、ある利用者がその新生児宛てに書いた手紙を挙げている。

愛する小さな天使の君へ〔中略〕私は自分の人生で何も得られませんでした。私が行ったことで唯一よかったです、君のお兄ちゃんと君を産んだことです。〔中略〕私は、君たちにとって一番よい解決策を見つけるために、最善を尽しました。私にはもう無理でした。私に育てることはできませんでした。君を手放さなければならぬのは、本当に、本当につらいです。私は、毎日君のことを考えています。そして、君の人生が幸せであることを願っています。〔中略〕一生、愛しています。お母さんより（同前: pp.51-52）

柏木は、「常にこの手紙を想定しながら、本書の赤ちゃんポスト論を展開していくことにしたい」（同前: p.53）と述べている。

先述の「環の会」代表者が、「世間一般の感覚から言うと産みのお母さんは子どもを捨てた悪者のように扱われ」、「冷たい親が子どもを捨てたっていうストーリーができる」（竹内・樂木・杉万 2010: p.70）ことを指摘するように、特別養子縁組や赤ちゃんポストを利用して子どもを手放したり、新生児遺棄や新生児殺害を行ったりする女性を、子どもに対する愛情を持たない者と見なすステレオタイプは確かに存在する。柏木（2013）の研究は、子どものために「苦渋の決断」で手放すことを選択した女性たちの存在を可視化することによって、そのステレオタイプを解体したことが、大きな

成果であった。

しかし、赤ちゃんポストが子どもの生命保護を最優先にするものであり、その論者たちが利用者に着目する際、意図の有無に関係なく「母性」のある女性のみに寄り添っていたとしたら、ステレオタイプであったはずの「母性」なき利用者が、最も不可視化され、最も非難され、一挙に責任を負わされる存在になることは免れないだろう。本研究では、彼女たちの存在に焦点を当てたい。

その基盤として、以下において、胎児や新生児の生命を守るためのものとして議論・制度化してきた赤ちゃんポストの歴史を追う。

3-1 ドイツの「Babyklappe」

まずは、発祥の地であるドイツにおける「Babyklappe（赤ちゃんポスト）」について確認する。

2000年4月、相次ぐ新生児遺棄・殺害事件を受けて、民間教育団体「シュテルニバルク」が、世界初となる赤ちゃんポストを開設した。その後各地で数を急増させ、現在はドイツ全土に約100か所が設置されている（田尻 2016: pp.56-60）。ドイツでは、赤ちゃんポストに預け入れられた子どもたちに対して、ほとんどのケースで通常より短期間（多くの場合8週間程度）のうちに特別養子縁組が行われる（阪本 2011: pp.247-248）。

1999年に「シュテルニバルク」が行ったものを含め、赤ちゃんポストに付随する「匿名出産」の要素は多くの批判を浴びた。「匿名出産」で産まれたり、匿名で預け入れられたりした子どもたちは、「児童の権利に関する条約」第7条の「父母に養育される権利」と「父母を知る権利」、いわゆる「出自を知る権利」を持たないからである。

この問題点が長期に渡って議論され続けてきた結果、新たに提唱されたオルタナティブが、「内密出産」であった（柏木 2016: p.130）。「内密出産」とは、子どもが16歳を迎える日まで親の名前や身元を匿名にするという条件の下、医療機関で内密に出産することである。ただし、もしも身元が明かされることでその親に不利益が発生するならば、この期間を超えてもデータは保護される。「内密出産」で産まれた新生児は、すぐに養父母や里親の下に届けられる。親と子の情報が完全に切り離されてしまう「匿名出産」の問題点を克服する新たな方法として考え出され、2013年に法制化（「内密出産法」）、2014年に施行された。現在は国内全ての医療機関において、国費による「内密出産」が可能となっている。つまり、現在のドイツでは、「緊急下の女性」に対して、①「内密出産」②「匿名出産」③赤ちゃんポストの3つの選択肢が用意されていることになる（同前: p.122）。

3-2 日本の赤ちゃんポスト

3-2-1 日本の赤ちゃんポストの現状

続いて、日本における赤ちゃんポストの現状を捉えたい。日本では、現時点で赤ちゃんポストに関する法整備は為されていないため、利用者は保護責任者遺棄罪に問われることはないが、完全に合法とも言い切れないグレーゾーンに在る。ドイツと同じく、子どもの出自を知る権利を保障できないという問題点が指摘され、現在も検討会で議

論が続いている。2023年12月時点で日本国内に設置されている赤ちゃんポストは、熊本県の慈恵病院が運営する「こうのとりのゆりかご」一か所である。施設型養護が主で、預け入れられた子どもたちは、児童相談所を通して乳児院へ、3歳になると児童養護施設へ移され、そこで18歳まで育てられる。

ここからは、日本に赤ちゃんポストが導入された経緯について確認する。

1969年、当時診療所と同時に乳児院や孤児院の役割を担っていた慈恵病院に、後に日本初の赤ちゃんポストである「こうのとりのゆりかご」を創設する蓮田太二医師が赴任する。1970年代に国内で頻発した「コインロッカー・ベイビー事件」を受けて、2004年にドイツの赤ちゃんポストを視察。帰国直後に、熊本市内で3件の新生児遺棄事件が相次いだことを受け、日本での設置を決意した。2006年、「こうのとりのゆりかご」設置構想を発表。政府首脳から批判を受け、マスメディアをはじめ世間からは抗議の声が上がったが、熊本市長は設置許可を出し、2007年に運用を開始する（柏木 2016: pp.52-53）。

それから半年の間に8人の子どもが預けられたが、最初に預けられた子どもが3歳児であったことが更なる批判を招き、新生児を救うという目的以外の利用によって、安易な子捨てを助長するのではないかという懸念が現実になったと報道された（三枝 2008: p.66）。慈恵病院や熊本市が公表していないにも関わらず、その後もメディアは預けられた子どもの人数や性別を明らかにしていった。報道内容の多くは、預けられた時間帯や子どもの健康状態を公開し、利用者の刑事責任の有無を判断するものであった（吉田 2009: p.37）。

このような世間の反応から分かることは、赤ちゃんポスト利用者が、自分自身のためではなく子どもの生命のために利用したか、本当に「緊急下」だったのかを常に審判されているということである。もちろん匿名である利用者の経緯や背景は分からぬいため想像の範疇を超えないが、「子どもが3歳になるまでは育てることができた」というような、「緊急下」ではないと外部から判断される材料が揃えば、たちまち非難の対象となってしまう。女性がこのような審判の対象とされているのは、赤ちゃんポストが「緊急下の女性」を救うこと目的とするものではないと認識されているからである。「捨てるか殺すかしかない」（柏木 2013: p.41）状況にまで追い込まれた女性に寄り添うものではなく、「産んだら育てる責任がある」という規範と、そこから逸脱した女性の罪を子どもの命に免じて不問にしてやろうという目線が、そこには潜んでいる。

3-2-2 赤ちゃんポストの理念と現場の葛藤

数々の問題点が指摘されながらも赤ちゃんポストに賛同の声が上がる理由は、専ら「子どもの命を助ける」という理念にある。しかし、現場にも葛藤はある。ここからは、「子どもの命を助ける」という崇高な理念と、「子どもが捨てられる」事実への動搖との間で葛藤する現場の声を取り上げる。

熊本日日新聞社の元記者である森本修代は、2015年、「こうのとりのゆりかご」に預け入れられた子どもたちが入所する児童福祉施設を取材した。子どもたちの「その後」

について尋ねた森本に、施設長は以下のように述べる。

子どもは絶対、親を知りたがります。つい先日も、40年以上前にうちの施設にいたという人が訪ねてきました。「どんなことでもいいから、親に関する情報を知りたい」と言っています。子どもには出自を知る権利があります。子どもたちが大きくなつて親を知りたいと言い出したとき、どうするのでしょうか。〔中略〕赤ちゃんポストは育児を放棄してもいいと言っているようなものじゃないですか。子どもたちは遺棄されています。合法的な遺棄です（森本 2020: pp.21-22）。

また、「こうのとりのゆりかご」が利用された際に報告が送られる熊本県中央児童相談所で児童相談課長を務めていた黒田信子は、以下のように語る。

親が分からぬ子どもは、自分はどこか人と違うという違和感を抱えます。親はどこにいるのか探し続け、いつか迎えに来てくれることを願います。親と一緒に暮らせなくとも、親が分かっていることは子どもにとっていつか会えるという希望になります。でも、わずかな希望すら持てない子どもたちの将来はどうなるのだろうと、気がかりでなりません（同前: p.38）。

一方、関係機関だけではなく、慈恵病院の内部でも動搖は生まれていた。慈恵病院が「こうのとりのゆりかご」を開設した当時、看護師長を務めていた下園和子によれば、「こうのとりのゆりかご」が利用される度に、現場の看護師たちは「子どもを救つた」という思いより「子どもが置いていかれてしまった」という現実に打ちのめされていたという（同前: p.30）。「〔子どもは〕救われたと思わなければ精神的に続かない。でも、実際は親に捨てられていると感じていました。捨てられる子どもたちを見て、救つたと喜べるでしょうか」（同前: p.34）という下園の言葉は、たとえ血の繋がった親に育てられなくても、ただ生きてさえいればよいという赤ちゃんポストが掲げる理念と食い違っている。開設当初から、「子どもの命を守る」という崇高な理念と、置いていかれた子どもを見て涙を流す現場の間には、乖離が生じていた（同前: pp.30-35）。赤ちゃんポストが第一優先にする子どもの生命と同等に、もしくはそれ以上に、子どもが産みの親に育てられることに大きな価値が置かれていることの反映だと言ってよいだろう。

このように、赤ちゃんポストの是非をめぐる議論の場でも、現場にいる人々の語りの中でも、対象となるのは常に子どもの生命や権利の保障に関する事柄であり、女性への言及—赤ちゃんポストの利用によって「緊急下の女性」が救われたという観点は見られない。

次章では、本章までの議論を踏まえた上で、この赤ちゃんポストを、子どもの命を救うものとしてではなく、ただ単に「緊急下の女性」を救うものとして肯定することを試みる。

第4章「産むこと」と「育てること」を分離する

赤ちゃんポストを「緊急下の女性」を救うものとして捉えるということは、利用者に「母性」を持ったことや「緊急下」であることを求めないということである。彼女たちにどのような経緯や理由、情緒があるか/ないかを全くの不間にし、全ての女性に対して、産んだ子どもを「育てない権利」を保障することである。

中（2021）は、子どもの生命保護を優先するプロライフの立場からではあるものの、「育てること」を、「産むこと」から独立した、生殖に関わるひとつの「選択」として捉え直すことを試みた（中 2021: p.iv）。

産んだ者が、育てるという「母親業」に携わることが、ひとつの「選択」であるという見方は、携わらないこと、その意味で「母親」に（一時的にあるいは長期的に）ならないこともまた選択可能であるという、逆の側面をも照らし出してくれる。産んだ（生んだ）ことから、育てること/第一の親になることへと自動的に、切れ目なく移行するばかりでなく、それを一時保留したり、長期的あるいは半永久的にそこから退いたり、また、中断したり、かかわりの濃度を薄めたりすることは、例外や緊急事態ではなく、どの人にも起こりうる、〔「産むこと」と「育てること」の〕本質的な「隔たり」からくるものだと認識し直すことをまず目指している（同前: p.150）。

中（2021）は、「産むこと」と「育てること」の分離を「中絶するのではなく出産してみよう」と妊婦らが考える可能性を広げてくれる（同前: p.154）ものとして捉えていたため、本研究の目的とは合致しない部分があるものの、両者の分離によって、産んだ子どもを「育てないこと」が選択可能になるという考察は見逃せない。プロチョイスの立場から、赤ちゃんポストの利用を、女性の「選択」を可能にするものとして肯定することができる。

現状、全ての女性に保障されているはずの「産む権利」も「産まない権利」も、実際にそれを行ふ女性は限定されている。本研究が着目する「緊急下の女性」は、「産む権利」と「産まない権利」、その両方を行ふことができなかつた人たちであると言える。その背景には、「産んだら育てる責任がある」という規範や「母性愛神話」、彼女たちを「産まない権利」の行使から遠ざけてきた教育などがあることを確認した。そのような社会の問題が、最も深刻な形を持って現れたものが、新生児遺棄や新生児殺害である。しかし、それらを行つた女性たちを「母性」を持たない無責任な逸脱者として断罪することによって、そのような社会の問題は不可視化されてきた。

この構造を解体するものこそが、全ての女性に対して「育てない権利」が保障されている社会の実現である。これは、「緊急下の女性」が新生児を遺棄・殺害したり、その罪によって逮捕されたりすることを防ぐだけではなく、女性を罰することによって社会の問題をないものにしてきた構造を解体するための第一歩になるだろう。赤ちゃんポストの利用に「母性」や「緊急下」が求められなくなれば、検討会や現場の語り、報道の中でも、利用者の審判に議論は回収されず、女性に「母性」や育てる責任を押

し付ける規範の再生産を防ぐことができる。彼女たちの「産む権利」「産まない権利」の行使を制限してきた様々な社会の問題を浮き彫りにすることによって、「産む・産まないは女(わたし)が決める」を本当の意味で実現することに繋がるだろう。

そしてこのような女性に「育てない権利」を保障する、言わば「産み捨てられる社会」こそが、貞岡（2022）によれば、「すべての子どもが生まれることを歓待される世界」（貞岡 2023: pp.91-92）である。障がいも貧困も棚上げにして、全ての子どもたちに生命権を保障できる世界は、「産んだら育てる責任がある」という規範を解体することでこそ実現できる。

児童福祉施設を出てから40年以上の時を経て、産みの親の情報を知らなければならぬ状況にあるのはなぜか。親が分からない子どもに「自分がどこか人と違うという違和感」を抱かせているものは何か。個人を家族単位で管理する社会が、血縁の親子関係を持たない子どもたちに生きづらさを与えていた。産みの親がケアから退出した途端子どもの権利が保障できなくなるというのなら、それは女性が身勝手に育てる責任を放棄したからではなく、社会が「個人」としての子どもの権利を保障しないからである。

おわりに

最後に、本研究に残された課題について考える。

ひとつめは男性の不在である。本研究では、「産む性」としての女性に押し付けられる母性愛神話や育てる責任に着目するため、議論の対象を女性に限定したものの、望まない妊娠をした相手の男性がいることを忘れてはいけない。新生児遺棄や新生児殺害の容疑で罪に問われる時は圧倒的に女性の方が多く、その非対称性にも問題意識を持たなければならない。

ふたつめは、「緊急下の女性」が抱える問題そのものへの指摘である。本研究では各々の事情については触れなかったが、彼女たちは貧困、障がい、性被害など、二重三重のしんどさを抱えていることが多く、それは子どもを産み捨ててからも変わらないと思われる。そんな女性たちの権利をどう守るかについて考えることを、今後の課題としたい。

【参考文献】

- 浅井美智子（1998）「生殖技術と家族」江原由美子編『フェミニズムの主張3 生殖技術とジェンダー』勁草書房、pp.255-284
- 池谷壽夫（2006）「現代の「性」をめぐる状況と性解放の視点」浅井春夫編『リーディングス日本の教育と社会7 子どもと性』日本図書センター、pp.119-129
- 岩本通弥（2021）「血縁という考え方」中込睦子・中野紀和・中野泰編（『現代家族のリアル：モデルなき時代の選択肢』ミネルヴァ書房、pp.250-272
- 大日向雅美（2000）『母性愛神話の罠』日本評論社
- （2009）「母性概念をめぐる現状とその問題点」天野正子ほか編『新編日本のフェミニズム5 母性』岩波書店、pp.29-55

- 荻野美穂（2002）『ジェンダー化される身体』勁草書房
- 落合恵美子（2019）『21世紀家族へ：家族の戦後体制の見かた・超えかた 第4版』有斐閣選書
- 柏木恭典（2013）『赤ちゃんポストと緊急下の女性：未完の母子救済プロジェクト』北大路書房
- 木村涼子（2013）「母性愛神話」木村涼子・伊田久美子・熊安貴美江編『よくわかるジェンダー・スタディーズ：人文社会科学から自然科学まで』ミネルヴァ書房、pp.218-219
- 齊藤正美（2021）「「ライフプラン教育」と日本における「性と生殖をめぐる教育」」樫田祐一郎編『現代思想 教育の分岐点』vol.49 (4)、青土社、pp.204-211
- 三枝健治（2008）「アメリカにおける「赤ちゃん避難所法 (Safe Haven Law)」(1)：いわゆる赤ちゃんポストの是非を巡って」『早稲田法学会誌』vol.83 (4)、pp.65-108
- 阪本恭子（2011）「赤ちゃんポストをめぐって：ヨーロッパと日本」松岡悦子・小浜正子編『世界の出産：儀礼から先端医療まで』勉誠出版、pp.247-256
- 貞岡美伸（2022）「生み捨てられる社会へ」小西真理子・河原梓水編『狂気な倫理：「愚か」で「不可解」で「無価値」とされる生の肯定』晃洋書房、pp.91-105
- 沢山美果子（2009）「教育家族の成立」木村涼子編『ジェンダーと教育』日本図書センター、pp.274-275
- 竹内みちる・樂木章子・杉万俊夫（2010）「産むことと育てることを分離する社会規範の可能性：NPO法人「環の会」の事例から」ジャーナル「集団力学」vol.27、pp.62-75
- 田尻由貴子（2016）『シリーズ福祉と医療の現場から1はい。赤ちゃん相談室、田尻です。：こうのとりのゆりかご・24時間SOS赤ちゃん電話相談室の現場』ミネルヴァ書房
- 田間泰子（2001）『母性愛という制度：子殺しと中絶のポリティクス』勁草書房
- （2013）「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」木村涼子・伊田久美子・熊安貴美江編『よくわかるジェンダー・スタディーズ：人文社会科学から自然科学まで』ミネルヴァ書房、pp.198-199
- 柘植あづみ・市野川容孝・加藤秀一（1998）「「優生保護法」をめぐる最近の動向」江原由美子編『フェミニズムの主張3 生殖技術とジェンダー』勁草書房、pp.375-390
- 中真生（2021）『生殖する人間の哲学：「母性」と血縁を問い合わせなおす』勁草書房
- 野辺陽子（2021）「親密圏：親密圏からの子どもの退出とケアの保障を考える」落合恵美子編『いま社会政策に何ができるか3 どうする日本の家族政策』ミネルヴァ書房、pp.86-100
- 蓮田太二・柏木恭典（2016）『名前のない母子をみつめて：日本のこうのとりのゆりかご ドイツの赤ちゃんポスト』北大路書房
- 松木洋人（2016）「「育児の社会化」を再構想する：実子主義と「ハイブリッドな親子関係」」野辺陽子・松木洋人・日比野由利・和泉広恵・土屋敦『〈ハイブリッドな親子〉

- の社会学：血縁・家族へのこだわりを解きほぐす』青弓社、pp.15-41
- 元橋利恵（2021）『母性の抑圧と抵抗：ケアの倫理を通して考える戦略的母性主義』晃洋書房
- 森本修代（2020）『赤ちゃんポストの真実』小学館
- 文部科学省（2017）『中学校学習指導要領（平成29年告示）』
- （2018）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）』
- （2020）『生命の安全教育教材（幼児期）』
- 山本直英（1989）「「生殖の性」は扱いやすいが、「快楽の性」も取り入れよう」浅井春夫編（2007）『リーディングス日本の教育と社会7 子どもと性』日本図書センター、pp.267-276
- 吉田一史美（2009）「「こうのとりのゆりかご」と未婚母・婚外子：ドイツのBabyklappe、アメリカのSafe Haven Lawsとの比較から」『出生をめぐる倫理：「生存」への選択（生存学研究センター報告）』vol.10、pp.34-61
- 米山万里枝（2010）「妊婦健診未受診者の飛び込み出産の現状と支援」『助産雑誌』vol.4、医学書院 p.400
- 読売新聞（2023a）「新生児殺害事件 女を少年院送致＝山梨」『読売新聞』（2023.05.27掲載）
- （2023b）「「子と一緒に死んでいたかも」出産女性 親から暴力 相談できず」『読売新聞』（2023.06.23掲載）
- （2023c）「トイレで男児出産 放置、死なせた容疑34歳女逮捕＝大阪」『読売新聞』（2023.08.20掲載）

（たなか・みさお）